

# 見えないものを視る力： OECDが牽引するデジタル税制

OECD日本政府代表部参事官 安部 憲明

## ■ はじめに一信用が懸かっている

デジタル時代、われわれは不確実な変革期にある。見えない形で大量瞬時に資金が移動し、物理的拠点がなくても事業展開できる経済を特徴とする環境で、伝統的な租税原則や手法は見直しを迫られている。

各国政府の焦燥は深刻だ。膨大な利益を上げる多国籍企業の税逃れを許している自身の不甲斐なさばかりではない。ひと握りの「勝ち組」への無策に対する国民の不満が、統治機構に対する信託を浸食しつつあるからだ。デジタル化に対応する実効的で信頼できる税制を構築するために、見えないものを視る力がますます必要になっている。

本稿では、主要20カ国（G20）と強く連携しながら、経済協力開発機構（OECD）が牽引するデジタル税制に係る国際協調の取組を3つの柱で紹介する。

## 1 G20とOECD—相互補完的な協力関係

近年、G20の成果物にはOECDとの連名が多い。これは、G20が事業委託するほか、OECDの先駆的取組にG20が事後的に「政治的お墨付き」を与えているからだ。「税源浸食と利益移転（BEPS）」の取組は、後者の好例で、OECD租税委員会が長年地道に取り組んできた成果が、パナマ文書問題などを契機にG20の後押しを得て、2018年5月現在116カ国・地域が参加する枠組に発展している。このビジネス・モデルは、OECDの〈意思決定の効率性と業績の質の高さ〉という利点と、中国など新興国とそれに列伍する参加国の多さというG20が持つ〈政治的正統性と普遍性〉という特長を相互に補う工夫の結晶である。

本年3月、G20財務大臣・中央銀行総裁会議（アルゼンチン）は、その声明で、デジタル技術に国境はな

く形を持たないという性質や、認知的作業を自動化する能力が、世界経済を根本的に変質させつつある今、国内外での格差拡大などのリスクには国際協調を含む政策的対応で臨むべし、と危機感を鮮明にした\*1。

デジタル化の租税実務への影響は功罪両様である。経済の電子化が税制にもたらす影響につき、G20声明は、「依然として重要な未決着の課題」であり見極めが必要だ、と慎重だ。それでも、ブロックチェーン技術等は、納税者に対するサービス向上、脱税や税逃れの探知と捜査の能力向上、税務当局間の自動的情報交換の円滑化、年金や社会保障に関する事務の効率化や透明性を高め、税務行政の向上に資するであろう。反面、デジタル化は日常生活の隅々にまで構造的で不可逆の変革を起こしつつあり、どうやら市場原理に任せておくと勝者と敗者の格差を助長する力が働くなり、技術革新が生む新たな利得行為、例えば、仮想通貨やフィンテックを活用した金融の直接取引などに、既存の制度は追いつけていない—ということが誰の目にも明らかになりつつある。この危機感が、G20が、「世界最大のシンクタンク」であり「国際基準の設定者」であるOECDに、デジタル経済の実態把握と、国際協調や制度改革などの政策的対応に係る提言を急がせる背景だ。

## 2 OECDの取組—デジタル税制の3本柱

### (1) 新たな租税原則・ルールの検討

デジタル税制に関する国際協調で、OECDが邁進する第1の柱は、「BEPS行動計画」の行動1（電子化に伴う課税上の課題への対処）における「デジタル経済に関するタスクフォース（TFDE）」の取組である。電子経済が国際課税に与える影響や、逆に、他のBEPS

\*1) 20カ国財務大臣・中央銀行総裁会議声明（2018年3月19-20日、ブエノスアイレス）日本語仮訳[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/convention/g20/180320.htm](https://www.mof.go.jp/international_policy/convention/g20/180320.htm)

勧告の実施が電子経済に与える影響などを観測し、課税の在り方を検討する。3月のG20会議は、その中間報告書を歓迎した\*2。報告書のポイントは3点だ。

第1は、デジタル経済の特徴として、ア. 国境を越え物理的拠点を伴わないビジネス、イ. 知的財産など無形資産への大きな依存、ウ. データ及びユーザー参加の重要性、を指摘した点だ。ただし、BEPSメンバーの間では、これらの特徴がデジタル経済に特有のもので、従来の国際課税原則の改正を迫るまでの影響が有るのかどうかについて、引き続き見解の一致には至っていない。けれども、その上で、2点について重要な進展を見た。

そのうちのひとつが、この中間報告書のポイントの第2点で、今後、デジタル化に伴う課税上の課題に対応すべく、将来的に共通の国際的ルールを設けること、そして、必要に応じ、2つの重要な国際課税原則を見直していくことに合意した。ア. 各国の非居住者たる企業に対する課税を決定するネクサス原則（国内に事務所や工場など恒久的施設Permanent Establishment (PE) を持たない企業には法人税を課税できないとするPE原則）と、イ. 課税対象利得の算定及び配分を決める原則（独立企業間原則／アームズ・レングス原則）である。

第3のポイントは、国際ルールが最終決定されるまでの間、各国がデジタル課税の暫定的措置 (interim measure) をとることを消極的ながらも許容したことだ。背景には、納税者・有権者を前に、最終決定まで税の「取りっぱぐれ」を座視するわけにはいかない、という複数国の切迫感がある。「暫定」とはいうものの、最終決定の時期が見通せない以上、事実上、恒久的に適用され得ることに留意が必要だ。中間報告書は、暫定措置に伴う負の効果を緩和するための6つの「考慮すべき事項 (considerations)」を盛り込んだ。すなわち、ア. 国際的義務を遵守すること（既存の租税条約のPE原則を変更しない限り、条約の対象税目である所得への租税以外の税目、すなわち間接税にする必要がある。また、WTO協定の内国民待遇及び最恵国待遇

の義務を守り、外国法人だけでなく内国法人も差別せず対象とすべし。)、イ. 暫定である以上、措置が一時的であること、ウ. 対象を限定すること（典型的にはインターネット広告収入などに限定）、エ. 過重課税の最小化（二重課税のリスクと進出先国での徴税という暫定措置の目的を両立させるために、低い固定税率や損金算入を容認するなど適切な税率や範囲とすべし。)、オ. 起業やイノベーションに対する悪影響の回避、そして、カ. 行政費用やコンプライアンス費用の最小化、である。各国は、これらを考慮する限り暫定的措置をとれるのだ。G20会議の翌日、早速、欧州委員会は、中長期的なEU共通の法人課税ルールを提案した\*3。IT企業の年間収入が7百万ユーロ超、ユーザー数が10万人超及び電子サービスに係る契約締結数が年間3千件超のいずれかの条件を満たせば、国内に「デジタル拠点」があると認定できるとする内容だ。また、短期的措置として、課税対象を利益ではなく売上（収入）として、全世界での総収入が7億5千万ユーロ超及びEU内での電子経済の売上が5千万ユーロ超という条件をともに満たす企業に対する3%の固定税率での課税を提案した。50億ユーロの税収を見込む。これに間髪入れず、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン及び英国が共同声明でEU提案を歓迎した。もともと、アイルランドやルクセンブルグなどIT企業優遇税制を敷く国は反対しており、EU加盟国の全会一致は容易ではない。

TFDEは、日本がG20会議を主催する2019年に作業の進捗状況を、2020年に最終報告とする予定だ。

## (2) 違法取引の取締り強化

OECDの取組の第2の柱は、デジタル化により益々地下に潜行し巧妙化する、脱税やマネロン等の違法な資金フローへの対策だ。47の国及び機関が参加する「OECD税犯罪等に関するタスクフォース」は、いたちごっこの現状打開に向け、犯罪の防止、発見及び捜査に関する各国の政府横断的な取組事例や提言をまとめた\*4。また、「税犯罪との闘い：グローバルな10の

\*2) 中間報告書は、OECD「Tax Challenges Arising from Digitalisation : Interim Report 2018」[https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/tax-challenges-arising-from-digitalisation-interim-report\\_9789264293083-en#page1](https://read.oecd-ilibrary.org/taxation/tax-challenges-arising-from-digitalisation-interim-report_9789264293083-en#page1)

\*3) EU委員会「Fair Taxation of the Digital Economy」[https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/business/company-tax/fair-taxation-digital-economy\\_en](https://ec.europa.eu/taxation_customs/business/company-tax/fair-taxation-digital-economy_en)

\*4) OECD「Effective Inter-Agency Co-Operation in Fighting Tax Crimes and Other Financial Crimes-Third Edition」<http://www.oecd.org/tax/crime/effective-inter-agency-co-operation-in-fighting-tax-crimes-and-other-financial-crimes.htm>

原則」と題する報告書で、税犯罪に対処する戦略、法令、行政及び履行の諸点に関する原則を提示した\*5。こうした取組の実効性を高める上でも、透明性向上のための非居住者に係る金融口座情報の自動的情報交換(AEOI)を引き続き着実に進めることが必須である。2017年9月からOECDの基準に則り49の当局間で初めての交換を開始し、2018年9月から、さらに53の当局が交換を開始する予定だ。G20は、税の透明性に関するOECDの取組の進捗ぶりを評価しつつ、各国の実施状況のモニタリングを一層重視する立場から、上記声明で、国際基準の遵守状況の評価方法を強化するためのOECDの提言に期待するとした。

### (3) 税務当局の能力構築支援

第3の柱は、途上国を中心とする技術支援だ。グローバルな網のところどころ綻びがあったのでは、魚は捕れない。OECDは、イタリア財務警察と提携した「OECD租税・金融犯罪捜査国際アカデミー」(2014年)に続き、2017年、同様の訓練機関をケニアに開設した。OECDが接続点となる徴税漏れを防ぐための協力も活発で、国連開発計画(UNDP)と共同で行う「国境なき税務調査官」は、派遣要員として予め登録された先進国の税務職員・専門家が、途上国で一定期間、当局の職員に徴税技能を伝授し、実務能力向上と税収改善を図る枠組である。この結果、2012年から2017年までの間に、支援を受けた途上国で合計3億千万米ドルの税収増をもたらした。さらに、上記AEOIの関係でも、2017年11月、OECD加盟国を含む149の国・地域が参加する「税の透明性及び情報交換に関するグローバル・フォーラム」が行動計画を策定し、途上国の実施体制の段階的整備を支援している\*6。

## ■ おわりに—OECDの統合運用力

OECDの本部はパリにある。国際機関も生身の人間の営みである以上、その議論や活動は現地の世情に大きく影響されるのは当然だ。例えば、ここ数年、月

例の理事会の冒頭でテロの犠牲者に黙祷を捧げないことのほうが珍しい。自国で育った若者を狂信的行為に駆り立てる貧困・格差、雇用や移民の問題には、かつてない労力が注がれている。また、明るい話をすれば、昨年マクロン大統領就任に伴い、英EU離脱決定やトランプ米政権発足で劣勢に立たされていた欧州統合・国際協調が元気を取り戻してきた。

本年5月末、フランスは「多国間主義のテコ入れ」をテーマに掲げ、年1度のOECD閣僚理事会の議長を務めた\*7。看板こそフランス外交が伝統的要諦とする多国間主義だが、討議の通奏低音は、まさしく不透明で不確実なデジタル経済に国際協調でどう対処するか、という極めて今日的な問いだった。デジタル経済への対応には、国内政策か国際協調か、政府か民間かといった旧来の線引きの意味は薄れ、多様な利害関係の動的均衡を達成するための幅広い関係者の対話・関与が必要である。OECDは、2017年のG7首脳宣言の呼びかけに応じ、国際税制に限られず、市民社会の利害関係者が広く参加し、円滑な情報流通とデジタル安全のバランスの最適点を探求し、国際ルール・基準に結実させていく場として「繁栄のためのデジタル・セキュリティに関するグローバル・フォーラム」を創設した。ひるがえって、租税政策は古今東西、政治そのものであり、民意が最も敏感に反応する政策領域であればこそ、各国政府や産業の動向や他の政策論と無縁であってよいはずはない。この観点からも、参加が開放的で任意性が比較的高く、マクロ経済から、教育、福祉、環境に至るまで幅広い公共政策分野を横断的に統合運用する強みを持つOECDが、デジタル経済の見えにくい本質をしっかりと見て、引き続き国際税制を牽引していく責務は大きい。

(本稿で述べられた意見や見解は全て筆者個人によるものであり、筆者が所属する組織の立場を一切示すものではない。)

\*5) OECD「Fighting Tax Crime: the Ten Global Principles」<http://www.oecd.org/tax/crime/fighting-tax-crime-the-ten-global-principles.pdf>

\*6) OECD「Plan of Action for Developing Countries Participation in AEOI」<http://www.oecd.org/tax/transparency/plan-of-action-AEOI-and-developing-countries.pdf>

\*7) 2018年OECD閣僚理事会については、筆者「疾走するOECD、デジタル化時代の国際協調：2018年閣僚理事会の概要と意義(前編・後編)」一般財団法人・国際貿易投資研究所(ITI)のホームページ(<http://www.iti.or.jp/>)